

予定価格等のランダム係数処理基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大阪広域水道企業団建設工事予定価格等算定要領（平成23年企契第1042号。以下「要領」という。）第8条第2項の規定に基づき、ランダム係数処理について、必要な事項を定める。

(予定価格のランダム係数処理)

第2条 予定価格に関するランダム係数処理は、次のとおり行うものとする。

- (1) 要領第2条第2号に規定する予定価格算出基礎額（以下「予定価格基礎額」という。）が100万円以上の場合、同基礎額の上位4桁の数値に、-5から0までの間で無作為に乱数を発生させることにより選択された整数を加え、変動させる。

（別表1の例示1を参照）

- (2) 予定価格基礎額が100万円未満の場合は、同基礎額の上位3桁の数値に、-5から0までの間で、無作為に乱数を発生させることにより選択された整数を加え、変動させる。

（別表1の例示2を参照）

(建設工事の低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格のランダム係数処理)

第3条 建設工事の低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格に関するランダム係数処理は、次のとおり行うものとする。

- (1) 要領第4条第1項本文に規定する低入札価格調査基準価格算出基礎額（この条及び別表2において「低入札調査基礎額」という。）、要領第4条の2第1項本文に規定する失格基準価格算出基礎額（この条及び別表2において「失格基礎額」という。）又は要領第5条に規定する最低制限価格算出基礎額（この条において「最低制限基礎額」という。）について端数処理（要領第7条に規定する端数処理をいう。以下同じ。）を行い算出した額（この条及び別表2において「端数処理後の額」という。）が100万円以上の場合、端数処理後の額の上位4桁の数値に、-5から4までの間で無作為に乱数を発生させることにより選択された整数を加え、変動させる。

（別表2の例示1を参照）

- (2) 端数処理後の額が100万円以上で、前号の規定により候補となる金額の範囲（端数処理後の額の上位4桁の数値に、-5から4までの間の整数をそれぞれ加算し変動させた金額）の中に、予定価格基礎額に10分の7.5を乗じて得た額について端数処理を行い算出した金額（この条及び別表2において「下限値」という。）と同額のものが含まれる場合は、前号の規定にかかわらず、下限値の上位4桁の数値に0から10までの

間で無作為に乱数を発生させることにより選択された整数を加え、変動させる。

(別表2の例示2を参照)

- (3) 端数処理後の額が100万円以上で、第1号の規定により候補となる金額の範囲(端数処理後の額の上位4桁の数値に、-5から4までの間の整数をそれぞれ加算し変動させた金額)の中に、予定価格基礎額に10分の9.2を乗じて得た額について端数処理を行い算出した金額(この条及び別表2において「上限値」という。)と同額のもが含まれる場合は、第1号の規定にかかわらず、上限値の上位4桁の数値に-10から0までの間で無作為に乱数を発生させることにより選択された整数を加え、変動させる。

(別表2の例示3を参照)

- (4) 端数処理後の額が100万円未満の場合の取扱いは、前3号の規定を準用する。この場合において、前3号中「100万円以上」とあるのは「100万円未満」に、「上位4桁」とあるのは「上位3桁」に読み替えるものとする。

(測量・建設コンサルタント等業務の最低制限価格のランダム係数処理)

第4条 測量・建設コンサルタント等業務の最低制限価格に関するランダム係数処理は、次のとおり行うものとする。

- (1) 要領第6条第1項本文に規定する最低制限価格算出基礎額(この条及び別表3において「最低制限基礎額」という。)を端数処理により算出した額(この条及び別表3において「端数処理後の額」という。)が100万円以上の場合、端数処理後の額の上位4桁の数値に、-5から4までの間で無作為に乱数を発生させることにより選択された整数を加え、変動させる。

(別表3の例示1を参照)

- (2) 端数処理の額が100万円以上で、第1号の規定により候補となる金額の範囲(端数処理後の額の上位4桁の数値に、-5から4までの間の整数をそれぞれ加算し変動させた金額)の中に、予定価格基礎額に10分の6(地質調査業務にあつては、3分の2)を乗じて得た額を端数処理により算出した金額(この条及び別表3において「下限値」という。)と同額のもが含まれる場合は、前号の規定にかかわらず、下限値の上位4桁の数値に0から10までの間で無作為に乱数を発生させることにより選択された整数を加え、変動させる。

(別表3の例示2を参照)

- (3) 端数処理の額が100万円以上で、第1号の規定により候補となる金額の範囲(端数処理後の額の上位4桁の数値に、-5から4までの間の整数をそれぞれ加算し変動させた金額)の中に、予定価格基礎額に10分の8(測量にあつては、10分の8.2、地質調査業務にあつては、10分の8.5)を乗じて得た額を端数処理により算出した金額(この条及び別表3において「上限値」という。)と同額のもが含まれる場合は、第1号の規定にかかわらず、上限値の上位4桁の数値に-10から0までの間で無作為に乱数を

発生させることにより選択された整数を加え、変動させる。

(別表 3 の例示 3 を参照)

- (4) 端数処理後の額が 100 万円未満の場合の取扱いは、前 3 号を準用する。この場合において、前 3 号中、「100 万円以上」とあるのは「100 万円未満」に、「上位 4 桁」とあるのは「上位 3 桁」に読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 2 月 1 日から施行し、平成 24 年度公告案件（平成 24 年 2 月 29 日以降に公告する早期発注案件を含む。）から適用する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1

例示 1 予定価格（100 万円以上）に関するランダム係数処理

税抜き設計金額	56,784,000 円
予定価格基礎額	56,780,000 円 <税抜き設計金額の端数処理> (端数処理：有効数字上位 4 桁とし、上位 5 桁目以降は切り捨て)
予定価格	【算出方法】 予定価格基礎額の上位 4 桁の数値に、-5 から 0 までの間で、無作為に乱数を発生させることにより選択した整数を加算 ⇒次の範囲内で選択 56,780,000 円 ← $<5678 + 0 = 5678>$ ↑↓ 56,730,000 円 ← $<5678 - 5 = 5673>$

例示 2 予定価格（100 万円未満）に関するランダム係数処理

税抜き設計金額	982,000 円
予定価格基礎額	982,000 円 <税抜き設計金額の端数処理> (端数処理：有効数字上位 3 桁とし、上位 4 桁目以降は切り捨て)
予定価格	【算出方法】 予定価格基礎額の上位 3 桁の数値に、-5 から 0 までの間で、無作為に乱数を発生させることにより選択した整数を加算 ⇒次の範囲内で選択 982,000 円 ← $<982 + 0 = 982>$ ↑↓ 977,000 円 ← $<982 - 5 = 977>$

別表 2

例示 1 低入札価格調査基準価格（最低制限価格）に関するランダム係数処理

《通常の場合》

低入札調査基礎額	40,321,300 円 ⇒ 端数処理後の額 40,320,000 円 (端数処理：有効数字上位 4 桁とし、上位 5 桁目以降は切り捨て)
低入札価格調査基準価格	【算出方法】 端数処理後の額の上位 4 桁の数値に、-5 から 4 までの間で、無作為に乱数を発生させることにより選択した整数を加算 ⇒次の範囲内で選択 40,360,000 円 ← $<4032 + 4 = 4036>$  40,270,000 円 ← $<4032 - 5 = 4027>$

例示2 低入札価格調査基準価格（最低制限価格）に関するランダム係数処理

《候補となる金額の範囲に下限値（予定価格基礎額に 10分の7.5 を乗じて得た額を端数処理により算出した金額）が含まれる場合》

低入札調査基礎額	39,777,000 円 ⇒ 端数処理後の額 39,770,000 円 (端数処理：有効数字上位4桁とし、上位5桁目以降は切り捨て)
低入札価格調査基準価格の <u>下限値</u>	《予定価格基礎額 52,990,000 円》× 7.5/10 = 39,742,500 円 ⇒ 端数処理の額 39,750,000 円 (端数処理：有効数字上位4桁とし、上位5桁目以降は <u>切り上げ</u>)
低入札価格調査基準価格	【前提条件】 候補となる金額の範囲（端数処理後の額の上位4桁の数値に、－5から4までの間の整数をそれぞれ加算した金額）に、下限値が含まれる場合 ⇒候補となる金額の範囲 ～ 下限値を含む。 39,810,000 円 ← <3977 + 4 = 3981> ↑↓ (39,750,000 円 → 下限値) 39,720,000 円 ← <3977 - 5 = 3972> 【算出方法】 上記の前提条件に該当する場合は、下限値の上位4桁に0から10までの間で無作為に乱数を発生させることにより選択した整数を加算 ⇒次の範囲内で選択 39,850,000 円 ← <3975 + 10 = 3985> ↑↓ 39,750,000 円 ← <3975 + 0 = 3975>

例示3 低入札価格調査基準価格（最低制限価格）に関するランダム係数処理

《候補となる金額の範囲に上限値（予定価格基礎額に 10分の9.2 を乗じて得た額を端数処理により算出した金額）が含まれる場合》

低入札調査基礎額	51,081,000 円 ⇒ 端数処理後の額 51,080,000 円 (端数処理：有効数字上位4桁とし、上位5桁目以降は切り捨て)
低入札価格調査基準価格の <u>上限値</u>	《予定価格基礎額 55,550,000 円》× 9.2/10 = 51,106,000 円 ⇒ 端数処理の額 51,100,000 円 (端数処理：有効数字上位4桁とし、上位5桁目以降は <u>切り捨て</u>)
低入札価格調査基準価格	【前提条件】 候補となる金額の範囲（端数処理後の額の上位4桁の数値に、-5 から 4 までの間の整数をそれぞれ加算した金額）に、上限値が含まれる場合 ⇒候補となる金額の範囲 ～ 上限値を含む。 51,120,000 円 ← <5108 + 4 = 5112> ↑↓ (51,100,000 円 → 上限値) ↑↓ 51,030,000 円 ← <5108 - 5 = 5103> 【算出方法】 上記の前提条件に該当する場合は、上限値の上位4桁に-10 から 0 までの間で無作為に乱数を発生させることにより選択した整数を加算 ⇒次の範囲内で選択 51,100,000 円 ← <5110 + 0 = 5110> ↑↓ 51,000,000 円 ← <5110 - 10 = 5100>

別表 3

例示 1 最低制限価格に関するランダム係数処理

《通常の場合》

最低制限基礎額	40,321,000 円 ⇒ 端数処理の額 40,320,000 円 (端数処理：有効数字上位 4 桁とし、上位 5 桁目以降は切り捨て)
最低制限価格	【算出方法】 端数処理後の額の上位 4 桁の数値に、－5 から 4 までの間で、無作為に乱数を発生させることにより選択した整数を加算 ⇒次の範囲内で選択 40,360,000 円 ← $<4032 + 4 = 4036>$  40,270,000 円 ← $<4032 - 5 = 4027>$

例示2 最低制限価格に関するランダム係数処理

《候補となる金額の範囲に下限値（予定価格基礎額に 10分の6 を乗じて得た額を端数処理により算出した金額）が含まれる場合》

最低制限基礎額	34,103,000 円 ⇒ 端数処理後の額 34,100,000 円 (端数処理：有効数字上位4桁とし、上位5桁目以降は切り捨て)
最低制限価格の 下限値	《予定価格基礎額 56,780,000 円》× 6/10 = 34,068,000 円 ⇒ 端数処理の額 34,070,000 円 (端数処理：有効数字上位4桁とし、上位5桁目以降は切り上げ)
最低制限価格	【前提条件】 候補となる金額の範囲（端数処理後の額の上位4桁の数値に、 -5 から 4 までの間の整数をそれぞれ加算した金額）に、下限 値が含まれる場合 ⇒候補となる金額の範囲 ～ 下限値を含む。 34,140,000 円 ← $<3410 + 4 = 3414>$ ↑↓ (34,070,000 円 → 下限値) 34,050,000 円 ← $<3410 - 5 = 3405>$ 【算出方法】 上記の前提条件に該当する場合は、下限値の上位4桁に0か ら10までの間で無作為に乱数を発生させることにより選択し た整数を加算 ⇒次の範囲内で選択 34,170,000 円 ← $<3407 + 10 = 3417>$ ↑↓ 34,070,000 円 ← $<3407 + 0 = 3407>$

例示3 最低制限価格に関するランダム係数処理

《候補となる金額の範囲に上限値（予定価格基礎額に 10分の8 を乗じて得た額を端数処理により算出した金額）が含まれる場合》

最低制限基礎額	45,401,000 円 ⇒ 端数処理後の額 45,400,000 円 (端数処理：有効数字上位4桁とし、上位5桁目以降は切り捨て)
最低制限価格の 上限値	《予定価格基礎額 56,780,000 円》× 8/10 = 45,424,000 円 ⇒ 端数処理の額 45,420,000 円 (端数処理：有効数字上位4桁とし、上位5桁目以降は切り捨て)
最低制限価格	【前提条件】 候補となる金額の範囲（端数処理後の額の上位4桁の数値に、－5から4までの間の整数をそれぞれ加算した金額）に、上限値が含まれる場合 ⇒候補となる金額の範囲 ～ 上限値を含む。 45,440,000 円 ← <4540 + 4 = 4544> ↑↓ (45,420,000 円 → 上限値) ↑↓ 45,350,000 円 ← <4540 - 5 = 4535> 【算出方法】 上記の前提条件に該当する場合は、上限値の上位4桁に－10から0までの間で無作為に乱数を発生させることにより選択した整数を加算 ⇒次の範囲内で選択 45,420,000 円 ← <4542 + 0 = 4542> ↑↓ 45,320,000 円 ← <4542 - 10 = 4532>